



島 根 県 報

平成27年 5 月 26 日 (火)

号外 第 109 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

第11次鳥獣保護事業計画の変更	(森 林 整 備 課)	2
第一種特定鳥獣保護計画の公表	(")	2
第二種特定鳥獣管理計画の公表	(")	2

告 示**島根県告示第405号**

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第4条第1項前段の規定によりその例によることとされた同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により、第11次鳥獣保護事業計画を変更し、第11次鳥獣保護管理事業計画としたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第4条第1項後段の規定によりその例によることとされた同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第4条第5項の規定により告示する。

なお、当該計画は、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、各農林振興センター及び各農林振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第406号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第5条第1項前段の規定によりその例によることとされた同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第1項の規定により、第一種特定鳥獣（ツキノワグマ）保護計画を定めたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第5条第1項後段の規定によりその例によることとされた同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条第8項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

なお、当該計画は、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、各農林振興センター及び各農林振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第407号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）附則第6条第1項前段の規定によりその例によることとされた同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により、第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画及び第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画を定めたので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律附則第6条第1項後段の規定によりその例によることとされた同法による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2第3項において準用する同法第4条第5項の規定により告示する。

なお、当該計画は、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁、各農林振興センター及び各農林振興センター各事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成27年 5 月26日

島根県知事 溝 口 善兵衛